

ホ 二に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

へ 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（以下「在外教育施設」という。）で、文部大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものであるイから八までに掲げる者に準ずるもの職

ト へに規定する職のほか、外国の学校におけるイから八までに掲げる者に準ずるもの職

チ 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）による少年院又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律、平成九年法律第七十四号）附則第七條第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同條第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法第四十八條第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。において教育を担当する者の職

リ イからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職

又 外国の官公庁におけるに準ずる者の職

二 教育に関する職に十年以上あつたこと
第九條の次に次の一條を加える。
第九條の二 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二條に規定するもののほか、第八條各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認められる者、校長として任命し又は採用することができる。

第二十三條の次に次の二條を加える。
第二十三條の二 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。
第二十三條の三 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。
第五十五條中、「第二十三條」を、「第二十三條の三」に改める。

第六十五條中、「第二十二條の六」の下に、「第二十三條の二、第二十三條の三」を加える。
第六十五條の十中、「第二十三條」の下に、「から第二十三條の三まで」を加える。

第七十三條の十六中、「第二十二條の六」の下に、「第二十三條の二、第二十三條の三」を加える。

第七十七條中、「第二十六條」を、「第二十三條の二、第二十三條の三、第二十六條」に改める。

（国立学校設置法施行規則の一部改正）
第二條 国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六條の二の次に次の二條を加える。
第二十六條の三 附属学校に、その附属学校が附属する国立大学（学部の附属学校にあつては、当該学部を置く国立大学とする。次條において同じ。）の学長の定めるところにより、職員会議を置くことができる。

第二十六條の四 附属学校に、その附属学校が附属する国立大学の学長の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 前項の学校評議員は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二十三條の三第三項（同規則第五十五條、第六十五條、第六十五條の十、第七十三條の十六及び第七十七條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該附属学校が附属する

国立大学の教職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、学長が委嘱する。
（国立久里浜養護学校組織運営規則の一部改正）
第三條 国立久里浜養護学校組織運営規則（昭和四十八年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。
第九條を第十一條とし、第八條の次に次の二條を加える。
（職員会議）
第九條 学校に、職員会議を置く。
2 前項の職員会議に関し必要な事項は、校長が定め、文部大臣の承認を受けるものとする。（学校評議員）
第十條 学校に、学校評議員を置く。
前項の学校評議員に関し必要な事項は、文部大臣が定める。
附則
（施行期日）
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 児童福祉法等の一部を改正する法律による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第四十四條の教護院（旧児童福祉法第四十〇厚生省令第四号）
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）及び公益法人に係る主務官庁の権限の委任に関する政令及び公益信託に係る主務官庁の権限の委任に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十一号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、厚生大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び厚生大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年一月二十一日
厚生大臣 丹羽 雄哉
厚生大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び厚生大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する省令
（厚生大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正）
第一條 厚生大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十八年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。
第二條中、「その目的とする事業が二以上の都道府県にわたるもの（一）を（公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六十一号）第一條第一項に規定するものを除く。）に改める。
第二條中、「厚生大臣」の下に（「地方社会保険事務局の所掌事務に關連する事項を事業の目的とし、かつ、その行う事業が一の地方社会保険事務局の管轄区域内に限られる公益法人にあつては、地方社会保険事務局長。以下同じ。」）を加える。
別記様式を次のように改める。

八條第四項ただし書の規定により指定を受けたものを除く。）において教育を担当する者の職は、この省令による改正後の学校教育法施行規則第八條第一号子の児童自立支援施設において教育を担当する者の職とみなす。
（教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）
3 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中、「は、当分の間、を」の「に、第八條」を、「第八條第一号の規定の適用については、当分の間、同号」に改める。
附則第五項中、「当分の間、を削り、資格について」の下に「の」を加え、「第八條」を、「第八條第一号の規定の適用については、当分の間、同号」に改める。
附則第六項を次のように改める。
6 前二項の規定は、教頭の資格についての新規第十條において準用する新規第八條第一号の規定の適用について準用する。
附則第七項を削る。

4 （教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
（教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。附則第十九項中、「第八條各号」を、「第八條第一号イからヌまで」に改める。